

1 給食施設の定義

給食施設とは、特定かつ多数の者に対して、継続的に食事を供給する施設をいいます。

2 給食施設の役割

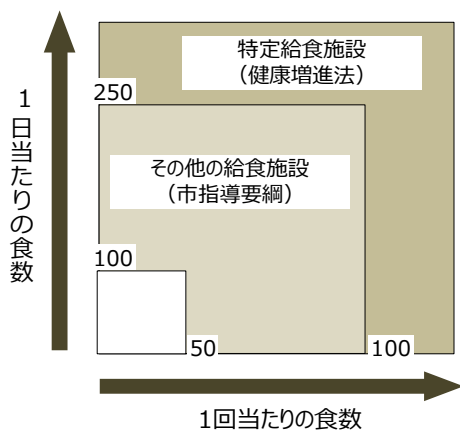
給食施設は、利用者の栄養を確保し、健康の保持・増進を図るとともに、利用者に対する栄養教育をはじめ、その家庭や地域社会の食生活改善を図る等、市民の栄養改善に果たす役割は非常に重要なものです。

3 給食施設の分類

給食施設は、食数及び施設の種類により分類されます。

(1) 食数による分類

施設の分類	内容
特定給食施設	健康増進法第20条第1項に規定される施設で、特定かつ多数の者に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設
その他の給食施設	八尾市特定給食施設等指導要綱に規定される施設で、特定かつ多数の者に対して継続的に1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給する施設であり、特定給食施設以外の施設



八尾市において

- ・「継続的」とは、給食の提供が概ね週4日以上であり、かつ、それが1か月以上実施されていることとしています。
- ・その他の給食施設においても、特定給食施設に準じた栄養管理をお願いしています。

(2) 施設の種別による分類

施設種別	主な施設
学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、学校給食センター、幼稚園型認定こども園
病院	病院
介護老人保健施設	介護老人保健施設
介護医療院	介護医療院
老人福祉施設	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）
児童福祉施設	乳児院、保育所、認定こども園（幼稚園型を除く）、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、福祉型障害児入所施設
社会福祉施設	救護施設、更生施設、婦人保護施設、障害者支援施設
事業所	事業所
寄宿舍	学生寮、事業所寮
矯正施設	刑務所、少年院
自衛隊	自衛隊
一般給食センター	特定した施設（複数の場合も含む）に対して継続的に食事を供給している施設であって、上記「学校」から「事業所」までに該当しないもの
その他	上記「学校」から「一般給食センター」までに該当しない施設（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 等）

4 特定給食施設設置者の責務

(1) 給食施設の届出

健康増進法第20条第1項の規定により、特定給食施設を設置した者は、事業開始の日から1か月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、厚生労働省令で定める事項を届け出なければなりません。

また、届出の内容に変更が生じた場合や給食施設を休止又は廃止した場合も同様です。届出書は所管の保健所に提出してください。

事項	提出書類
給食を開始する場合 食数が特定給食施設の基準に達した場合	特定給食施設開始届出書 (様式第1号)
届出の事項に変更が生じた場合 (設置者の住所・氏名、給食施設の名称、所在地（住居表示の変更を含む）、給食施設の種類、1日の予定給食数及び各食の予定給食数、管理栄養士・栄養士の員数)	特定給食施設 届出事項変更届出書 (様式第2号)
給食を休止又は廃止する場合 食数が特定給食施設の基準を満たさなくなった場合	特定給食施設 休止（廃止）届出書 (様式第3号)

★ 給食業務を委託している場合でも、これらの届出書は施設の設置者に提出していただくものです。

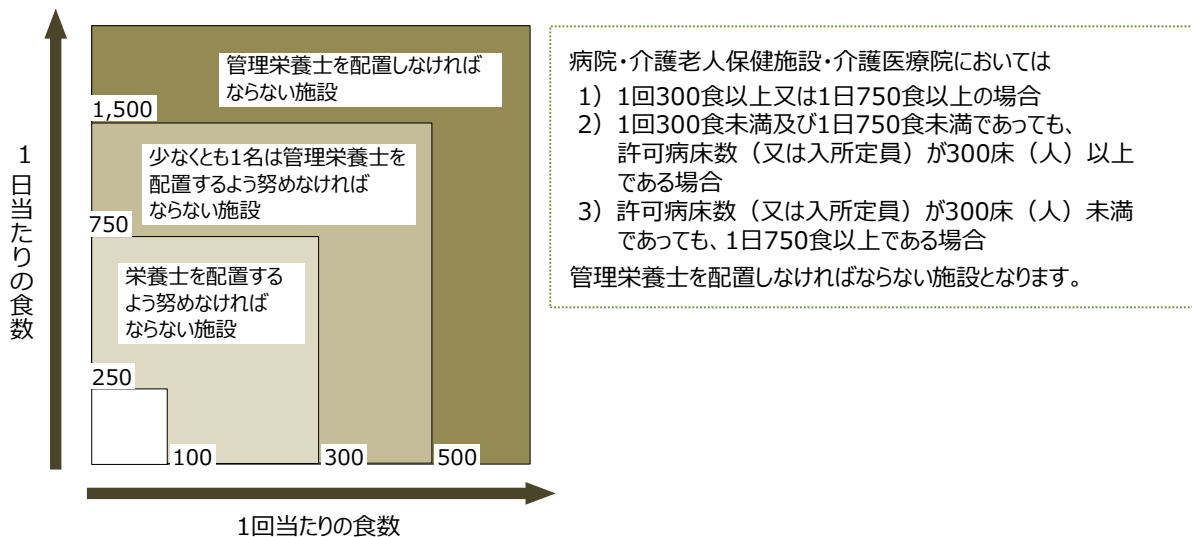
★ 政令指定都市及び中核市に所在する施設は、各市に提出してください。

- ・給食業務を委託している場合でも、栄養管理の責任は施設側にあります。
- ・施設外で調理された弁当等を供給する施設であっても、一定の食数を継続的に供給することを目的として、弁当業者等と契約をしている場合には給食施設となります。
- ・同一敷地内に施設の種類や利用者の特性が明らかに異なる施設が複数設置されている場合は、それぞれ別の給食施設とします。

(2) 管理栄養士・栄養士の配置

健康増進法第21条第1項の規定により、「特定給食施設であって特別の栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が指定するもの」の設置者は、当該特定給食施設に管理栄養士を置かなければなりません。

また、施設の種類により、他の法令等でも管理栄養士や栄養士の配置に関する規定がありますので、必ず確認してください。



(3) 栄養管理

健康増進法第21条第3項の規定により、特定給食施設の設置者は、適切な栄養管理を行わなければなりません。健康増進法施行規則第9条には栄養管理の基準が示されており、厚生労働省通知には実施すべき事項が具体的に明記されています。

また、施設の種類により、他の法令等でも栄養管理に関する規定がありますので、必ず確認してください。

	健康増進法施行規則第9条	厚生労働省健康局健康課長通知※1
1	当該特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者（以下「利用者」という。）の身体の状態、栄養状態、生活習慣等（以下「身体の状態等」という。）を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること。	<u>身体の状態、栄養状態等の把握、食事の提供、品質管理及び評価について</u> (1) 利用者の性、年齢、身体の状態、食事の摂取状況、生活状況等を定期的に把握すること。なお、食事の摂取状況については、可能な限り、給食以外の食事の状況も把握するよう努めること。 (2) (1)で把握した情報に基づき給与栄養量の目標を設定し、食事の提供に関する計画を作成すること。なお、利用者間で必要な栄養量に差が大きい場合には、複数献立の提供や量の調整を行う等、各利用者に対して適切な選択肢が提供できるよう、工夫すること。複数献立とする場合には、各献立に対して給与栄養量の目標を設定すること。 (3) (2)で作成した計画に基づき、食材料の調達、調理及び提供を行うこと。 (4) (3)で提供した食事の摂取状況を定期的に把握するとともに、身体状況の変化を把握するなどし、これらの総合的な評価を行い、その結果に基づき、食事計画の改善を図ること。 (5) なお、提供エネルギー量の評価には、個々人の体重、体格の変化並びに肥満及びやせに該当する者の割合の変化を参考にする。ただし、より適切にエネルギー量の過不足を評価できる指標が他にある場合はこの限りではない。

	健康増進法施行規則第9条	厚生労働省健康局健康課長通知※1
2	食事の献立は、身体状況等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること。	<u>提供する食事（給食）の献立について</u> (1) 給食の献立は、利用者の身体状況、日常の食事の摂取量に占める給食の割合、嗜好等に配慮するとともに、料理の組合せや食品の組合せにも配慮して作成するよう努めること。 (2) 複数献立や選択食(カフェテリア方式)のように、利用者の自主性により料理の選択が行われる場合には、モデル的な料理の組合せを提示するよう努めること。
3	献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行うこと。	<u>栄養に関する情報の提供について</u> (1) 利用者に対し献立表の掲示や熱量、たんぱく質、脂質、食塩等の主要栄養成分の表示を行うなど、健康や栄養に関する情報の提供を行うこと。 (2) 給食は、利用者が正しい食習慣を身に付け、より健康的な生活を送るために必要な知識を習得する良い機会であるため、各々の施設の実情に応じ利用者等に対して各種の媒体を活用することなどにより知識の普及に努めること。
4	献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設に備え付けること。	<u>書類の整備について</u> (1) 献立表など食事計画に関する書類とともに、利用者の身体状況など栄養管理の評価に必要な情報について適正に管理すること。 (2) 委託契約を交わしている場合は、委託契約の内容が確認できるよう委託契約書等を備えること。
5	衛生の管理については、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）その他関係法令の定めるところによること。	<u>衛生管理について</u> 給食の運営は、衛生的かつ安全に行われること。具体的には、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、「大規模食中毒対策等について」（平成9年3月24日付け衛食第85号生活衛生局長通知）の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」その他関係法令等の定めるところによること。

※1 特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について（令和2年3月31日付け健健発0331第2号）

- ★ 給食業務を委託している場合でも、栄養管理の責任は施設側にあるので、委託事業者の業務の状況を定期的に確認し、必要な指示を行うようにします。
- ★ 施設での栄養管理状況を把握するため、栄養管理報告書の提出をお願いしています。保健所管理栄養士等は報告書の内容を踏まえ、適切な栄養管理について指導及び助言を行います。また、この報告書は、公衆衛生向上のための統計資料として活用しますのでご了承ください。（P44参照）

(4) 特定給食施設の設置者への罰則

健康増進法では、特定給食施設の栄養管理や管理栄養士の配置義務への違反に対し、その施設の設置者へ罰則が適用されることがあります。

